

令和7年第1回柳津町議会定例会会議録

第10日 令和7年3月14日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 松 村 亮
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	

2. 欠席議員は次のとおりである。

11番 齋 藤 正 志

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 横井 伸也
副町長 矢部 良一	みらい創生課長 鈴木 秀文
総務課長 菊地 淳一	保育所長 橋本 千恵
出納室長 天野 一保	教育長 神田 順一
町民課長 矢部 剛	教育課長 新井田 理恵
地域振興課長 杉原 満	公民館長 田崎 治

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田崎 真一郎 主 査 鈴木 勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 報告第1号 予算特別委員会付託案件審査結果報告

日程第2 議案第3号 柳津町学校・地域スポーツアドバイザー設置条例の制定について

日程第3 議案第4号 柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第5号 柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 5 議案第 6号 柳津町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 7 議案第 8号 令和6年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 9号 令和6年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第10号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第10 議案第11号 令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第11 議案第12号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第12 議案第13号 令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第14号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 日程第14 議案第15号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 日程第15 議案第24号 監査委員の選任同意について
- 日程第16 議案第25号 副町長の選任同意について
- 日程第17 議員提出議案第1号 柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第18 柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第1 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 追加日程第2 議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 追加日程第3 議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 追加日程第4 議案第29号 令和6年度柳津町一般会計補正予算

◎開議の宣告

○副議長

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

欠席届の報告をいたします。

11番、齋藤正志君が病気療養のため欠席届を提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○副議長

日程第1、報告第1号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、磯目泰彦君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

それでは、報告いたします。

報告第1号

予算特別委員会付託案件審査結果報告

令和7年第1回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された議案については3月7日、10日、11日の3日間、執行部より各主管課の課長・係長等の出席を求めて慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、柳津町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第16号、令和7年度柳津町一般会計予算、

議案第17号、令和7年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

議案第18号、令和7年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

議案第19号、令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第20号、令和7年度柳津町介護保険特別会計予算、

議案第21号、令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

議案第22号、令和7年度柳津町簡易水道事業会計予算、

議案第23号、令和7年度柳津町下水道事業会計予算、

以上の8会計の予算について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案の審議による意見については、別紙のとおりであります。当町の課題解決と持続可能な町政運営のため、鋭意尽力されますようお願いいたします。

令和7年3月14日

柳津町議会予算特別委員会
委員長 磯 目 泰 彦

以上でございます。

○副議長

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第16号「令和7年度柳津町一般会計予算」、議案第17号「令和7年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第18号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第19号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第20号「令和7年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第21号「令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第22号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計予算」、議案第23号「令和7年度柳津町下水道事業会計予算」は、予算特別委員会委員長報告のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

日程第2、議案第3号「柳津町学校・地域スポーツアドバイザー設置条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第3号「柳津町学校・地域スポーツアドバイザー設置条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、学校部活動の地域移行とその展開を推進するため、2年間に限り柳津町学校・地域スポーツアドバイザーを設置するものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

おはようございます。

それでは、議案第3号について補足してご説明いたします。

2ページをご覧ください。

柳津町学校・地域スポーツアドバイザー設置条例についてご説明いたします。

本条例の趣旨といたしまして、第1条に柳津町立学校、スポーツ、芸術・文化団体、地域等と連携して学校部活動の地域移行とその展開を推進するため、専門的かつ実践的な立場から指導助言を行う学校・地域スポーツアドバイザーの設置について必要な事項を定めるものとする規定しております。

身分について、第2条に地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする規定しております。

委嘱について、第3条に柳津町教育委員会教育長が選考し、柳津町教育委員会が委嘱するとし、委嘱の期間は委嘱の日から3月31日まで、再任は2年を限度とする規定しております。

職務について、第4条に部活動地域移行とその展開に関する指導助言、地域の実態に応じた活動環境及び運営体制の整備、その他、教育長が必要と認める事項と規定しております。

守秘義務について、第5条に職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする規定しております。

勤務について、第6条に勤務日は原則として週休日である日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除くとし、ただし、教育長が必要と認めたときはこの限りでないと規定するものです。

勤務時間については、原則として週20時間以内とします。3ページをご覧ください。ただし、教育長が必要と認めたときはこの限りでないと規定するものです。

解職について、第7条にスポーツアドバイザーとしての能力又は適格性を欠くと認められ

る場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合は解職することができる」と規定しております。

報酬について、第8条に1時間当たり2,500円とし、月末締切り、翌月支払と月ごとに支払うことを規定しております。

費用弁償について、第9条に公務により出張する場合は、職員等の旅費に関する条例の定めるところによらし、通勤に係る費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例第13条の定めるところによると規定しております。

災害補償については、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、福島県市町村総合事務組合の市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによると規定しているものです。

その他について、11条にこの条例に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が別に定めると規定しております。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行すると規定するものです。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「柳津町学校・地域スポーツアドバイザー設置条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○副議長

日程第3、議案第4号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども

も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第4号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国の子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長（登壇）

おはようございます。

議案第4号柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

5ページをお開きください。

本条例の一部改正につきましては、国の子ども・子育て支援法施行規則等の一部が改正され令和7年4月1日より施行されることにより、所要の改正を行うものであります。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改めるとありますのは、第42条第3項が新設され引用する法令の文言が改正されたことによる改正であります。

次に、第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加えるとありますのは、引用する法令の文言の改正に伴う改正、また、第2項及び第3項が追加されることに伴う項ずれに係る改正を行うものです。第5項第1号では、

特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う事業実施場所以外において代替保育を行う場合の事業者について規定し、第2号では、事業実施場所において代替保育が提供される場合に第1号で規定された事業者と同等の能力を有すると認める者とするものであります。

次に、第42条第3項を削り、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改めるとありますのは、引用する法令の文言の改正に伴う改正及び特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合で一定の要件を満たした場合には、代替保育の提供をしないことができることとするものであります。

次に、第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加えるとありますのは、引用する法令の項ずれに係る改正を行うものです。

6ページをご覧ください。

第2項では、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合で一定の要件を満たした場合には、保育内容支援を実施しないことができることとするものであります。

第3項では、保育内容支援連携協力者について規定しており、小規模保育事業A型若しくはB型又は事業所内保育事業を行う者であって、第42条第1項第1号に掲げる事項について連携協力を行うこととするものであります。

次に、附則第4条中「10年」を「15年」に改めるとありますのは、連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限をこの条例の施行日から15年を経過する日とするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

日程第4、議案第5号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第5号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、国の子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保育所長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

保育所長。

○保育所長（登壇）

議案第5号柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

8ページをお開きください。

本条例の一部改正につきましては、国の子ども・子育て支援法施行規則等の一部が改正され令和7年4月1日より施行されることにより、所要の改正を行うものであります。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項と

し、第4項を第6項とし、第3項の次に次の1項を加えるとありますのは、引用する法令の文言の改正に伴う改正、また、第2項及び第3項が追加されることに伴う項ずれに係る改正を行うものです。第5項第1号では、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う事業実施場所以外において代替保育を行う場合の事業者について規定し、第2号では、事業実施場所において代替保育が提供される場合に第1号で規定された事業者と同等の能力を有すると認める者とするものであります。

次に、第6条第3項を削り、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改めるとありますのは、引用する法令の文言の改正に伴う改正及び家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合で一定の要件を満たした場合には、代替保育の提供の適用をしないことができることとするものであります。

次に、第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加えるとありますのは、引用する法令の項ずれに係る改正及び第2項では家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めた場合で一定の要件を満たした場合には、第6条第1項第1号の規定を適用しないことができることとするものであります。

9ページをお開きください。

第3項では、保育内容支援連携協力者について規定しており、同条例第27条に規定する小規模保育事業A型若しくはB型又は事業所内保育事業を行う者であって、第6条第1項第1号に掲げる事項について連携協力を行うこととするものであります。

次に、附則第3条中「10年」を「15年」に改めるとありますのは、連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限をこの条例の施行日から15年を経過する日とするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号「柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

日程第5、議案第6号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第6号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、標準下水道条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第6号について補足説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

本条例は、下水道法施行令の改正による下水道施設からの放流水について新たに規定された基準に改めるものでございます。

柳津町下水道条例の一部を改正する条例について。

柳津町下水道条例の一部を次のように改正するものでございます。

第11条第1項第5号中、これは六価クロム化合物で1リットルにつき0.5ミリグラムを0.2ミリグラム以下に改めます。

同項第10号中、これはトリクロロエチレンで1リットルにつき0.3ミリグラムを0.1ミリグラムに改めます。

同項第15号中、これは1,1-ジクロロエチレンで1リットルにつき0.2ミリグラムを1ミリグラムに改めます。

同項に次の1号を加えます。

43号、前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、この条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第38号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）当該排水基準に係る数値とあるものは、第11条の各号の放流水基準によるものとするを規定するものでございます。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行したく、お願いをいたします。

以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。

○副議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「柳津町下水道条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

日程第6、議案第7号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第7号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、辺地に係る総合整備計画の内容変更に伴い、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、みらい創生課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

みらい創生課長。

○みらい創生課長（登壇）

それでは、議案第7号につきまして補足してご説明申し上げます。

本案は、令和3年度から令和7年度までの5か年の辺地に係る総合整備計画の一部を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事前に必要となります福島県知事との協議につきましては、令和7年2月13日付で協議が調っております。

今回、変更いたします計画につきましては、猪鼻、西山西部、西山東部の辺地計画となります。

13ページをお開き願います。

猪鼻辺地の総合整備計画につきまして、変更後の計画書でございます。

14ページをお開きください。

計画変更後の令和3年度から令和7年度までの5か年の事業の一覧表であります。

次に15ページでございますが、令和6年度公共的施設の総合整備計画変更対比表であります。まず、総合整備計画書中、2、公共的施設の整備を必要とする事情の世帯数と人口につきましてそれぞれ世帯数53戸を47戸に、人口141人を122人とし、本表中の区分、施設名、町道屋敷添南沢線整備事業について、事業費につきまして3,750万円を4,300万円に変更し、変更した事業の変更理由を追加記載するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

西山西部辺地の総合整備計画書について計画変更後の計画書でございます。

17ページをお開きください。

計画変更後の令和3年度から令和7年度までの5か年の事業一覧表でございます。

18ページでございますが、令和6年度の公共的施設の総合整備計画変更対比表としまして、まず、総合整備計画書中、2、公共的施設の整備を必要とする事情の世帯数と人口につきましてそれぞれ世帯数91戸を86戸に、人口201人を188人にしまして、本表中の区分、施設名、簡易水道改良事業について事業費の欄でございますけれども、3億4,920万9,000円を4億4,366万5,000円に変更し、変更した事業の変更理由を追加記載するものであります。

次に、19ページをお開きください。

西山東部辺地の総合整備計画書について、変更後の計画書でございます。

20ページをお開きください。

同じく、計画変更後の令和3年度から令和7年度までの5年間の事業一覧表でございます。

21ページでございます。

令和6年度公共的施設の総合整備計画変更対比表でございます。まず、総合整備計画書中、2、公共的施設の整備を必要とする事情の世帯数と人口につきましてそれぞれ世帯数95戸を91戸に、人口191人を166人とし、本表中の区分、施設名、町道五畳敷大成沢線改修事業につきまして、事業内容の欄の側溝改良、延長のLイコール100メートルをLイコール200メートルに変更とし、事業費の欄でございますが、600万円を1,300万円に変更するものであります。また、変更した事業の変更理由を追加記載するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○副議長

お諮りいたします。

日程第 7、議案第 8号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 8、議案第 9号「令和6年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」

日程第 9、議案第10号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第10、議案第11号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第11、議案第12号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第12、議案第13号「令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第13、議案第14号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

日程第14、議案第15号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第8号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要額の見込みによる歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定並びに地方債の補正であります。

次に、議案第9号「令和6年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第10号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第11号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第12号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

次に、議案第13号「令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定であります。

次に、議案第14号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正及び企業債の補正であります。

次に、議案第15号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、年間所要見込み等による歳入歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第8号から第15号まで補足してご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に歳入では額の確定、あるいは、実績見込みによる補正内容となっております。歳出では、事業完了による額の確定、あるいは、執行見込みにより補正をお願いするものでございます。

それでは、議案第8号令和6年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ9,685万9,000円を減額し、それぞれ45億1,774万3,000円とするものでございます。

次に、第2条では繰越明許費を、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

民生費、社会福祉費、非課税世帯給付金事業では、1,435万5,000円。子育て世帯生活支援給付金事業では、109万1,000円。

次に、農林水産業費、農業費では、担い手確保・経営強化支援事業で1,586万円。緊急自然災害防止対策事業で3,600万円。農村環境整備事業で4,600万円。

土木費、道路橋梁費の道路台帳整備事業で200万円。屋敷添南沢線改良事業で114万6,000円。

次に、消防費、消防費、消防施設管理事業では789万2,000円。防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業で1,798万3,000円。

合計、9事業で1億4,232万7,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

こちらは、事業費の確定、または、見込みによる地方債の補正となっております。

まず、消防施設整備事業であります。補正後の限度額としましてプラス100万円しまして3,290万円とするものでございます。

次に、林地崩壊防止事業でございます。1億3,180万円の皆増となっております。こちらにつきましては、四ツ谷地内の土砂災害に係る分でありまして、一般単独災害復旧事業費のほうからこちらの事業のほうに組替えをしているものでございます。

次に、町道五疊敷大成沢線整備事業であります。こちらはプラス640万円しまして3,370万円としております。

次に、道路維持管理事業であります。こちらは60万円増額して670万円としております。

次に、町道屋敷添南沢線整備事業であります。40万円増額して550万円としております。

次に、レクリエーション施設整備事業であります。20万円増額して170万円としております。

次のページをお願いいたします。

トンネル修繕事業でございます。こちらは380万円減額しまして1,860万円としております。

橋梁修繕事業であります。670万円増額して4,220万円としております。

会津柳津学園中学校施設改修事業であります。こちらは90万円増額して240万円としております。

過年補助災害復旧事業であります、こちらは320万円減額して320万円としております。
一般単独災害復旧事業につきましては、1億490万円減額しまして800万円としております。
合計であります、3,610万円増額しまして4億4,390万円としております。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

町税、町民税、個人で117万1,000円の増、法人で196万円の増としております。収入見込みによる増でございます。

次に、固定資産税であります、878万3,000円の収入見込み減であります。6年度は評価替えの年でありまして、評価額の下がった影響によるものでございます。

次に、軽自動車税、環境性能割で10万6,000円の減、種別割で47万5,000円の減でございます。

次に、町たばこ税、69万1,000円の減を見込んでおります。

次のページに行きまして、入湯税、35万6,000円の増を見込んでおります。

次に、地方交付税、地方交付税であります、6,659万9,000円の増でございます。交付税の再算定による増を見込んだものでございます。

次に、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で、18万3,000円の減でございます。土木費負担金では、166万7,000円の減額を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料、使用料、総務使用料で8万円の減、教育使用料については31万2,000円の増額を見込んでおります。

次に、手数料、総務手数料では、58万7,000円の減を見込んでおります。

次のページに行きまして、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で26万7,000円の減、衛生費国庫負担金で16万4,000円の減額を見込んでおります。

次に、国庫補助金であります。総務費国庫補助金で、26万7,000円の増でございます。民生費国庫補助金では、110万4,000円の減額を見込んでおります。次のページの衛生費国庫補助金では6万7,000円の増、教育費国庫補助金では4万8,000円の減額見込みでございます。

次に、国庫委託金であります。民生費国庫委託金で1,000円の減の見込みであります。

次に、県支出金、県負担金、民生費県負担金で175万4,000円の減、衛生費県負担金で2万5,000円の減を見込んでおります。

次に、県補助金であります。総務費県補助金で333万8,000円の減。次のページに行きまして、民生費県補助金で140万2,000円の減。衛生費県補助金で20万6,000円の減。

農林水産業費県補助金では、5,958万4,000円の増でございます。こちらのほうは、農業費補助金で6,008万4,000円の増ということで、防災重点農業用ため池緊急整備事業補助金ということで4,500万円、こちらが程窪ため池の工事前の調査に係る補助金ということであります。その下の担い手確保・経営強化支援事業補助金、こちらのほうが農業用機械購入に係る補助金でございます。

次に、商工費県補助金で178万3,000円の減でございます。教育費県補助金で53万6,000円の減。

次に、県委託金であります。総務費県委託金で166万2,000円の減で、こちらは選挙委託金の交付決定による減でございます。

次のページに行きまして、財産収入、財産貸付収入で、42万円の減の見込みでございます。

次に、寄附金、一般寄附金では、400万5,000円の減を見込んでおります。

次に、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で1億8,000万円の減、減債基金繰入金では1,500万円の減ということで、交付税の増、また、歳出の減によるものでございます。

雇用対策基金繰入金では44万1,000円の減、森林環境整備基金繰入金では14万4,000円の減、森林環境譲与税基金繰入金については691万9,000円の減、地域づくり推進基金繰入金では110万円の減、企業版ふるさと納税基金繰入金では、120万円の減、公共施設整備基金繰入金では1,500万円の減ということで、いずれも事業の実績見込みによる減となっております。

次のページをお願いいたします。

諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金では、12万5,000円の増額を見込んでおります。

次に、町預金利子であります。17万4,000円の増の見込みでございます。

次に、雑入でございます。1,448万3,000円の減額の見込みでございます。主に雑入の部分の海洋センター助成事業助成金で1,601万7,000円の減と大きくなってはおりますが、こちらにつきましても、海洋センターの事業で繰越事業があるため、この分につきましても6年度で減額しまして7年分が入ってくる予定となっております。

次に、町債でございます。観光商工債で20万円の増、土木債で1億4,210万円の増、消防債で100万円の増、教育債で90万円の増、災害復旧債では1億810万円の減ということで、こちらにつきましても地方債の補正でご説明したとおりでありますので省略いたします。

次のページをお願いします。

歳出になります。

議会費、議会費で310万9,000円の減でございます。主に使用料及び賃借料の部分で減とな

っております。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費で454万9,000円の増であります。主に人件費の部分で増となっております。職員手当で158万7,000円の増、共済費で357万4,000円の増ということで、昨年12月の給与改定に伴います退職手当負担金、また、共済費の増が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

文書広報費で17万円の減、財政管理費で145万円の減、会計管理費では116万8,000円の減ということで、見込みによる減でございます。

財産管理費については、財源補正となっております。

企画費、1,971万9,000円の減でございます。実績見込み、また、事業費の確定による減ということでございますが、次のページの委託料と負担金、補助及び交付金の部分で大きく減となっております。

22ページに行きまして、交通安全対策費では3万7,000円の減、後継者緊急対策費では140万円の減でございます。実績見込みによる減でございます。

諸費については、8,000円の所要増でございます。

電算管理費、237万3,000円の減、町民バス管理費では92万9,000円の減ということで、見込みによる減でございます。

次のページに行きまして、徴税费、徴税総務費では385万3,000円の減、賦課徴収費では51万5,000円の増であります。こちらは委託料の部分で申告システムの改修に係る業務委託料の増でございます。

次に、総務費、戸籍住民基本台帳費では、122万3,000円の減でございます。見込みによる減でございます。

次のページに行きまして、選挙費であります。選挙管理委員会費では8万3,000円の減、衆議院議員選挙費では140万1,000円の減ということで、額の確定による減となっております。

次に、統計調査費でございますが、こちらにつきましては予算の組替えとなっております。

25ページをお願いいたします。

監査委員費でございますが、6万7,000円の減額を見込んでおります。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費では、118万8,000円の増でございます。こちらは、実績見込みによる減と住民税非課税世帯給付金事業に要する経費のほうで増となっているものでございます。

次に、老人福祉費、671万円の減でございますが、見込みによる減でございます。

次に、国民年金費、2万5,000円の減、障害者福祉費で63万5,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

児童福祉費、児童福祉総務費では94万1,000円の減、柳津保育所運営費では51万9,000円の減、次のページの西山保育所運営費では8万2,000円の減、児童措置費で1万2,000円の減、学童保育費で172万1,000円の減、母子福祉費で3,000円の減ということで、見込みによる減でございます。

次に、災害救助費であります、20万8,000円の減額を見込んでおります。

次に、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で、90万円の増であります、こちらにつきましては国保の施設勘定への繰出金の増であります。

予防費、1,329万8,000円の減の見込みでございます。

次のページに行きまして、環境衛生費、3万3,000円の減、母子保健費で275万4,000円の見込みによる減でございます。

次のページに行きまして、清掃費、塵芥処理費では39万1,000円の減、衛生処理費では14万5,000円の減を見込んでおります。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費では24万8,000円の減、農業総務費では9万5,000円の減を見込んでおります。

農業振興費、570万円の増であります、見込みによる減のほか、次のページの負担金、補助及び交付金の部分で増額となっております。主に一番下の担い手確保・経営強化支援事業補助金の部分で増となっているものでございます。

次に、農地費、4,171万8,000円の増であります、こちらにつきましては、次のページの委託料の部分で実施計画策定委託料、4,600万円ということで、こちらのほうが程窪ため池の改修に係る委託料となっております。

次に、地域農政特別対策事業費では、40万3,000円の減額を見込んでおります。

次に、林業費、林業総務費で6万8,000円の減、林業振興費で443万9,000円の減を見込んでおります。次のページに行きまして、林道維持費、198万7,000円の減。

次のページに行きまして、商工費、商工費、商工振興費であります、452万7,000円の減、また、観光費では566万9,000円の減ということで、実績見込みによる減となっております。

次の35ページのほうに行きまして、土木費、土木管理費、道の駅管理費では12万7,000円の減の見込みであります。

次に、道路橋梁費、道路維持費では103万円の減、道路新設改良費では2,173万2,000円の減ということで、実績見込みによる減でございます。

次に、住宅費、公営住宅管理費では、1,040万6,000円の減ということで、実績見込みによる減でございます。

次に、消防費、消防費、非常備消防費では67万円の減、次のページの消防施設費では129万9,000円の減、防災費では30万4,000円の減を見込んでおります。

次に、教育費、教育総務費、教育委員会費では19万5,000円の減、事務局費で185万8,000円の減でございます。

次のページの教員住宅費については、財源補正となっております。

次に、小学校費、西山小学校管理費では4万3,000円の減、柳津小学校教育振興費では76万4,000円の減を見込んでおります。裏に行きまして、西山小学校教育振興費では、26万5,000円の減額を見込んでおります。

次に、中学校費であります。会津柳津学園中学校管理費では、31万9,000円の増であります。こちらのほうは、需用費の部分で灯油代の見込みの増ということでございます。

次に、会津柳津学園中学校教育振興費、134万8,000円の減でございますが、見込みによる減となっております。

次のページに行きまして、社会教育費、社会教育総務費では236万4,000円の減、公民館費で1万5,000円の減、活性化施設管理費で46万6,000円の減、美術館管理費では412万4,000円の減、裏のページの美術館事業費で74万4,000円の減ということで、見込みによる減となっております。

保健体育費、保健体育総務費で17万6,000円の減、次のページの学校給食費で15万8,000円の減となっております。見込みによる減でございます。

運動公園管理費については、財源補正となっております。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、過年公共土木災害復旧費、それから、次の町単独災害復旧費の土木施設災害復旧費については、財源補正となっております。

公債費の元金で416万2,000円の減、利子で45万9,000円の減の見込みでございます。

次のページに行きまして、諸支出金、公営企業費、公営企業会計補助金で、2,082万7,000円の減額を見込んでおります。企業会計への補助金の減でございます。

予備費で367万5,000円、増額して調整をしております。

50ページをお願いいたします。

議案第9号令和6年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ21万4,000円を減額し、8万6,000円とするものでございます。

55ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金で21万4,000円の減を見込んでおります。

次のページをお願いします。

歳出に行きまして、団地造成費、宅地造成費で、21万4,000円の皆減でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第10号令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条では、まず、事業勘定では歳入歳出それぞれ5,245万3,000円を減額しまして、それぞれ4億2,693万6,000円とするものでございます。次に、施設勘定では歳入歳出それぞれ355万9,000円を減額しまして、それぞれ6,325万9,000円とするものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で203万3,000円の減額見込みでございます。

次に、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金で4,562万1,000円の減の見込みでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金で、479万9,000円の減の見込みでございます。

64ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、一般管理費で100万円の減、負担金で2万5,000円の減ということで、実績見込みによる減でございます。

次に、総務費、徴税費、賦課徴収費で27万7,000円の減、納税奨励費で23万2,000円の減を見込んでおります。

次に、運営協議会費では、7万4,000円の減の見込みでございます。

次のページに行きまして、趣旨普及費でございますが、7万6,000円の減額見込みでございます。

次に、保険給付費、一般被保険者療養給付費では、3,882万9,000円の減でございます。

次に、審査支払手数料、こちらは20万7,000円の減。

次に、一般被保険者高額療養費につきましては、712万9,000円の減ということで、実績見

込みによる減でございます。

次に、葬祭費でございますが、10万円の増ということで、こちらのほうは所要増ということでございます。

次に、国民健康保険事業費納付金、医療給付分、それから、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分につきましては、財源補正となっております。

次のページをお願いいたします。

保健事業費、特定健康診査等事業費で、377万5,000円の減であります。見込みによる減でございます。

次に、保健事業費の疾病予防費、2万4,000円の減、こちらも見込みによる減となっております。

次のページに行きまして、諸支出金、繰出金であります。248万4,000円の増でございます。

予備費で338万9,000円を減額しております。

77ページをお願いいたします。

こちらは施設勘定の歳入になります。

診療収入、外来収入、1目内科国民健康保険診療報酬収入から5目内科その他の診療報酬収入まで、合計で741万円の減でございますが、収入見込みによる減でございます。

次に、その他の収入で、7,000円の減額の見込みであります。

繰入金、一般会計繰入金では137万4,000円の増、特別会計繰入金では248万4,000円の増額を見込んでおります。

次のページに行きまして、歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で163万3,000円の減、内科研究費では16万8,000円の減額を見込んでおります。

次に、医薬費、内科医薬費、医薬用機械器具費では47万5,000円の減、医薬用衛生材料費では145万4,000円の減額を見込んでおります。

予備費で17万1,000円を増額しております。

80ページをお願いいたします。

議案第11号令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ61万7,000円を減額し、6,135万5,000円とするものでございます。

85ページをお願いいたします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料では、17万6,000円の減額を見込んでおります。

次に、繰入金、事務費繰入金で2万7,000円の減、保険基盤安定繰入金で54万7,000円の減を見込んでおります。

次に、諸収入、償還金及び還付加算金、保険料還付金で、13万3,000円の増額を見込んでいます。

次のページをお願いします。

歳出に行きまして、総務費、総務管理費、一般管理費で、2万7,000円の減であります、確定による減。

次に、広域連合納付金であります、保険料等負担金で23万9,000円の増額を見込んでおります。

予備費で82万9,000円を減額しております。

次のページに行きまして、議案第12号令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ1,962万7,000円を減額し、それぞれ6億4,106万1,000円とするものでございます。

92ページをお願いいたします。

歳入になります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金では、1,340万7,000円増額の交付決定による増となっております。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金では142万1,000円の減、2目地域支援事業交付金では47万3,000円の減、3目地域支援事業交付金では3万8,000円の減、6目介護保険事業費補助金では11万2,000円の増額を見込んでおります。なお、介護保険事業補助金につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金の増でございます。

次に、支払基金交付金、介護給付費交付金では、721万円の減の見込みであります。地域支援事業交付金では、5万7,000円の減額を見込んでおります。

次のページに行きまして、県支出金、県負担金、介護給付費負担金で、1,056万9,000円の増ということで見込みによる増でございます。

次に、県支出金、県補助金、1目地域支援事業交付金で29万5,000円の減、2目地域支援事業交付金で1万9,000円の減ということで、交付見込みによる減でございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で324万3,000円の減、また、2目地域支援事業繰入金では2万6,000円の増、3目地域支援事業繰入金では3万8,000円の減、その他一般会計繰入金で5万3,000円の増の見込みでございます。

次のページの基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金では、3,100万円の皆減となっております。

次のページをお願いします。

歳出になります。

総務費、一般管理費で、16万5,000円の増でございますが、主に人件費の増と委託料の部分、システム改修委託料ということで介護報酬改定に伴いますシステムの改修委託料でございます。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費から次のページの9目地域密着型介護サービス給付費まで、合計で2,297万4,000円の減額でございますが、見込みによるトータル減となっております。

次に、高額介護サービス等費も、1目介護サービス費から4目高額医療合算介護予防サービス費まで、トータル48万6,000円の増額を見込んでいるものでございます。

次のページに行きまして、3項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では354万9,000円の減、3目特定入所者介護予防サービス費では2万円減額の見込みということでございます。

次に、4項介護予防サービス等諸費でございますが、1目介護予防サービス給付費から一番下の7目介護予防サービス計画給付費まで、合計で20万4,000円の減額を見込んでいるものでございます。

次に、その他諸費、審査支払手数料では、7,000円の減額見込みであります。

次に、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の1目介護予防ケアマネジメント事業費から次のページの6目在宅医療・介護連携推進事業費まで、補正額としましては合計25万9,000円の減であります。実績見込みによる減が主なものとなっております。

次に、2項介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、1目介護予防・生活支援サービス事業費で34万4,000円の増、2目介護予防ケアマネジメント事業費では14万円の減ということで、見込みによる増減となっております。

次に、一般介護予防事業費でございますが、一般介護予防事業費で1万3,000円の減額見込みでございます。

次のページに行きまして、その他諸費、審査支払手数料では、2,000円の所要増となっております。

予備費で654万2,000円を増額しております。

105ページをお願いします。

議案第13号令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。

第1条では、歳入歳出それぞれ36万4,000円を減額し、それぞれ909万1,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費をお願いするものでございます。

108ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございます。

スキー場事業費、スキー場事業費、スキー場事業費で500万円ということで、1件、500万円の繰越しをお願いするものでございます。

111ページをお願いします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で、36万4,000円の減の見込みでございます。

次のページに行きまして、歳出でございます。

スキー場事業費、スキー場事業費で、36万4,000円の減ということで、見込みによる減でございます。

113ページをお願いいたします。

議案第14号令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算であります。

第2条では、令和6年度簡易水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款簡易水道事業収益で1,469万円減額しまして、2億6,928万6,000円とするものであります。

次に、支出、第1款簡易水道事業費用、1,469万円を減額しまして、2億7,270万4,000円とするものでございます。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入では、820万円を減額し、3億128万7,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出になりまして、第1款資本的支出で11万8,000円を減額しまして3億715万円とするものでございます。

第4条では、企業債の補正ということで、辺地対策事業債の限度額を6,880万円から7,780万円に改めるものでございます。

119ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

簡易水道事業収益、営業収益、給水収益で、115万円の増を見込んでおります。

次に、営業外収益、他会計補助金では、372万4,000円の減ということで、一般会計からの補助金の減でございます。

次に、長期前受金戻入、901万円の減、消費税及び地方消費税還付金では100万円の減でございます。

次に、特別利益、その他特別利益では、210万6,000円の減ということでございます。

次のページに行きまして、支出になります。

簡易水道事業費用、営業費用、配水及び給水費では、128万円の減の見込みでございます。

次に、総務費では335万円の減ということで、こちらのほうも見込みによる減が主なものとなっております。

次に、簡易水道事業費用の特別損失、その他特別損失で、105万円の減ということで、見込みによる減となっております。

次のページに行きまして、資本的収入及び支出の収入でございますが、資本的収入、企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債では、820万円の増を見込んでおります。

次に、基金取崩収入でございますが、こちらは100万円の減額の見込みでございます。

次に、他会計補助金でございますが、1,540万円の減ということで、一般会計からの補助金の減でございます。

次に、支出でございますが、資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設費で、11万8,000円の減額見込みでございます。

122ページをお願いいたします。

議案第15号令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算であります。

第2条では、令和6年度下水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の

とおり補正するものでございます。

まず、収入、第1款下水道事業収益、70万円を減額しまして、2億9,187万5,000円とするものでございます。

次に、支出であります。第1款下水道事業費用、同じく70万円を減額して、2億9,415万7,000円とするものであります。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入としまして、第1款資本的収入、385万2,000円を減額し、7,229万8,000円とするものでございます。

裏のページに行きまして、支出になります。

第1款資本的支出、497万円を減額して、9,913万7,000円とするものでございます。

129ページをお願いします。

収益的収入及び支出の収入であります。下水道事業収益、営業収益、下水道使用料では、14万7,000円の増額を見込んでおります。

次に、営業外収益、他会計補助金では170万3,000円の減、長期前受金戻入では107万9,000円の増、消費税及び地方消費税還付金では12万3,000円の減ということであります。

次に、支出であります。

下水道事業費用、営業費用、処理場費で、122万6,000円の減額見込みであります。

総係費、52万6,000円の増を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入、負担金等、受益者負担金で、35万2,000円の減の見込みでございます。

次に、企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債では、350万円の減を見込んでおります。

次の表をお願いします。

支出になりまして、資本的支出、建設改良費、管路建設改良費では125万2,000円の減、処理場建設改良費では354万2,000円の見込みによる減でございます。

基金積立金につきましては、17万6,000円の減を見込んでいますところでございます。

以上であります。

よろしくお願ひいたします。



○副議長

ここで暫時休議いたします。

再開を11時30分とします。（午前10時19分）

○副議長

議事を再開いたします。（午前11時27分）

◇

◇

◇

○副議長

これより質疑を許します。

3番、磯目泰彦君。

○3番

私から1点、お聞きをしたいなと思います。

先ほど総務課長からざっくり説明をいただきましたが、商工費について、全体で商工振興費、観光費、両方合わせますと約1,100万円の減額ということになっているのかなというふうに思います。非常に経済的にも今厳しいような状況の中ではありますけれども、特に観光費の中で全体で560万くらいですか、減額になっているわけでございます。そして、財源のほうの内訳を見ますと、前のほうの歳入、15ページにも出ていますけれども、県支出金、県補助金、商工費、観光費補助金ということで、通常いわゆるサポート事業ということで補助金178万3,000円、これが減額になっているようであります。これについて内容的に説明をいただければと思いますので、この点についてだけ伺いたいと思います。

○副議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

サポート事業の178万3,000円の減額の理由ということで、当初予算の中ではサポート事業に申請するに当たりまして、只見線会津柳津駅のイベントの開催、あいづやないづモダン駅フェスということで年間2回の予定をしておりましたが、そのうち1回、8月になりますけれども、台風によりましてやむなく中止をさせていただいたというところが、まず1点。

次に、歳出の中の委託料の業務委託料というところで110万円の減額になっておりますが、こちらにつきましてモニターツアーの実施業務委託料ということで、こちらの内容につきま

しては、当初予算でモニターツアーに関わる業務委託ということで330万円ほど予算化のほうをさせていただいたところではありますが、実際、実施に当たりましてよく見積りであったりとか、そういったものを精査したところ、業務委託料の中に自転車の購入分というところでその分も含まれていたということで、当初予算の中では備品購入で別に自転車購入というところを予算化しておりましたので、その分ということで110万円ほど減額になってございます。

あともう1点、シェアサイクル整備ということで、こちらにつきましても、なかなか遅い時期の納品ということで大変その辺は反省をしているところでございますが。ただ、こちら既存の有料レンタル、レンタサイクルということでまずありまして、ただ、このサポート事業で有料でというところは無料にする必要があるというような指示、指導というところも受けておりますので、そうなった場合、有料と無料の調整が、自転車の納品も遅れたという点もあるんですけども、そういった調整がなかなかつかず、シェアサイクルの整備、それに関わる看板であったりとか、チラシ、そういったものの残額となっております。

最後にもう1点、自然ガイド養成者ということで、当初予算については養成者のほう、2名を予定しまして予算化しておりましたが、11月に1名の方の申込みがございまして、当初予算2名を想定した中での1名ということで、また、養成するに当たりましては試験であったりとか、義務の講習会、旅費やそういったものもろもろ取ってございましたが、申込みというところが遅くなったということもございまして、その分の減額ということになってございます。主な点といたしましては、その4点となります。

以上です。

○副議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

今の説明で大変理解できました。

110万円減額というのは、そういった内容でレンタサイクル関係ということもあったと。さらには、モニターツアー、そして、駅フェスが1回キャンセルになったというところで減額だろうなというような、大体想定はしておったわけでございますけれども。

全体で見ますと、730万円弱かな。補助金の中で業務委託、そして、サポートということで、減額になっているわけでございますが、いわゆる県からの支出ということになりますと、やはり実績、そういった内容、いろいろなところで精査して出してあると思うんですが、今

後、減額幅が大きくなるということになると、危惧されるのはやはり補助金に対して県の目が厳しくなるというか、サポート事業自体が大変減額の方角に行ってしまうのではないかなというようなところを私は危惧してお聞きをしたわけですが、今回こういった内容の中でサポート事業が減額されるということであれば、来年度に向けてどのような影響が考えられるか。そういったところを少しお聞かせ願えればというふうに思います。

○副議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

本年度につきましても、当初の申請から大分減額ということで、当然その中では県とのやり取りの中で変更申請ということできちんと理由というか、そういったところをきちんと記述をしまして、県と協議をした中で進めてきたところでございます。また、当初予算につきましても、そういったところを踏まえながら、きちんと精査をしながら予算要求のほうはしてきたつもりではございます。

また、今後進めるに当たりましても、今年度の精査不足とか、確認不足とか、そういった事業所との協議とか連携、そういったものを進めながら、きちんと一つ一つ確認をしながら行っていければというふうに考えております。

以上です。

○副議長

3番、磯目泰彦君。

○3番

最後になりますが、今の課長の答弁の中でも今後というような話も出ましたので、令和7年度に目を向けますと、約半額に近いような予算額ということで、440万円かな、上がっているわけでございますけれども、この事業自体が、やはりいろんなフレキシブルな面があったり、経済効果ということも非常に高い事業だと私は思っております。町全体のこと、いろんなことを考えただけでなく、今後、事業内容、時期、そして、タイミングというものもよく県と相談しながら、影響のないようにしっかりと精査をしていただきたいというふうに思いますので、今後に向けて課長の、もう1回、来年度に向けた考えというものを聞いて、終わりにしたいと思います。

○副議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しというか、重複する部分もあるかとは思いますが、やはりきちんと事業所であったり、あと関係団体、そういったところときちんと精査、協議をしていく、それが一番大事かなというふうに思います。

また、その協議をする以前に、やはり担当課、係のほうでもきちんと事業の計画であったりとか、タイミングであったりとか、時期、そういったものもきちんと協議をした中で、関係者、関係団体等の協議に臨んでいければというふうには思っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○副議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○副議長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第9号「令和6年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第10号「令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第11号「令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第12号「令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第13号「令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第14号「令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第15号「令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○副議長

日程第15、議案第24号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第24号「監査委員の選任同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、岩佐利昭氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることにより提案するものであります。

◇ ◇ ◇

○副議長

暫時休議します。（午前11時48分）

○副議長

議事を再開いたします。（午前11時49分）

◇ ◇ ◇

○副議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、議案第24号、住所、福島県河沼郡柳津町大字飯谷字居平乙1098番地、氏名、新井田博之、生年月日、昭和30年8月3日生まれの選任につき、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号「監査委員の選任同意について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○副議長

日程第16、議案第25号「副町長の選任同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第25号「副町長の選任同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、矢部良一氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることにより提案するものであります。

◇ ◇ ◇

○副議長

暫時休議いたします。(午前11時52分)

○副議長

議事を再開いたします。(午後11時53分)

◇ ◇ ◇

○副議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、議案第25号、住所、福島県福島市渡利字八幡町18番地1 シティコーポYH101、氏名、田沼祐二、生年月日、昭和56年11月30日生まれの選任につき、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第25号「副町長の選任同意について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○副議長

日程第17、議員提出議案第1号「柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。

6番、岩淵清幸君。

○6番（登壇）

議員提出議案第1号「柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」、改正の趣旨を説明いたします。

本条例は、令和6年12月2日から施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律に呼応し令和7年4月1日から施行されるデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律に伴う所要の規定整備のため、関係条例の一部を改正するものであります。

説明については以上となります。

よろしくお願ひいたします。

○副議長

お諮りいたします。

議員提出議案第1号「柳津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、ただいまの説明のとおりですので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思ひますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

日程第18、「柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

これより地方自治法第182条及び同条第2項の規定により、柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、柳津町選挙管理委員会委員に佐藤美枝子氏、天野一弘氏、北田 勇氏、鈴木忠

一氏の4名を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました方を柳津町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、佐藤美枝子氏、天野一弘氏、北田 勇氏、鈴木忠一氏は、柳津町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、柳津町選挙管理委員会補充員に小島利則氏、田崎一雄氏、二瓶寿郎氏、若林美智子氏の4名を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました方を柳津町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、小島利則氏、田崎一雄氏、二瓶寿郎氏、若林美智子氏は、柳津町選挙管理委員会補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充の順序については、1位、若林美智子氏、2位、二瓶寿郎氏、3位、田崎一雄氏、4位、小島利則氏にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

以上で柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

◇

◇

◇

○副議長

暫時休議します。(午前11時56分)

○副議長

議事を再開いたします。(午前11時57分)



○副議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第26号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、追加日程第2、議案第27号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、追加日程第3、議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、追加日程第4、議案第29号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を追加し、議題にしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。



○副議長

追加日程第1、議案第26号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第26号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和7年6月1日から施行されるに当たり、条例の懲役・禁固を拘禁刑に改める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第26号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足してご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今回の改正の対象となります条例でございますが、第1条から第8条までとなります。

まず、第1条では柳津町表彰条例、第2条では柳津町議会の個人情報の保護に関する条例、第3条では柳津町行政不服審査会条例、第4条では柳津町個人情報の保護に関する法律施行条例、第5条では柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例、第6条では職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第7条では柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第8条では職員の給与に関する条例でありまして、改正内容としましては、それぞれの条例の条文の中に出てきます禁固及び懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

3ページ、4ページにつきましては、附則としまして施行期日でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するもので、令和7年6月1日より施行するものでございます。

また、2項から経過措置としまして、罰則の適用等に関する経過措置などを附則として設けるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○副議長

追加日程第2、議案第27号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第27号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を改めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第27号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第8条の3第2項中の改正につきましては、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲について、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するとともに、現行では時間外勤務の免除の対象外となっている要介護者を介護する職員についても、請求することができる対象とするものでございます。

次に、第15条第1項中の改正につきましては、配偶者、父母、子、配偶者の父母等について、配偶者等と改めるものでございます。

第17条の次に2条を加えるとありまして、第17条の2では、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等に係る意向確認等につ

いて定めるものでございます。

第17条の2第2項では、職員が40歳に達した年度において、介護両立支援制度等に関する情報提供を行うものでございます。

第17条の2第3項では、申出をしたことを理由として当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにするものでございます。

次に、第17条の3につきましては、介護両立支援制度等の請求等をしやすい勤務環境の整備に関する措置を講じることを定めたものでございます。第1号としまして職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に係る研修の実施、2号では介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、3号ではその他両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置。

附則としまして、令和7年4月1日より施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

追加日程第3、議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年度福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第28号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、第1条では、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

第10条関係の改正では、職員の配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を増額する内容となっております。

現在、配偶者につきましては、月額6,500円ですが、令和8年度からは廃止とするもので、令和7年度は経過措置としまして月額3,000円とするものでございます。

次に、子につきましては、現在、月額1万円を令和8年度からは1万3,000円とするもので、令和7年度は経過措置としまして月額1万1,500円とするものでございます。

次に、第11条の2の改正につきましては、単身赴任手当を受ける職員は、配偶者が居住するための住宅を借りる場合に手当を受給できますが、事実上、婚姻関係にある者も配偶者に含むこととするものでございます。

次に、第12条の改正につきましては、交通機関や高速道路を使用して通勤する職員へ支給する通勤手当について、支給限度額を6万4,000円から15万円に引き上げ、これに伴い、支給限度額を超える分について超えた額の2分の1を加算して支給する規定を廃止するものでございます。

9ページをお願いいたします。

ページ中ほどの第12条の2の改正につきましては、新たに採用した職員にも単身赴任手当を支給するものでございます。

次に、第20条の2の改正につきましては、これまで休日深夜のみを管理職員特別勤務手当の支給対象としておりましたが、県や近隣町村の状況に合わせ平日の深夜も対象とすることとしたもので、対象となる時間帯につきましては、今回の県の改正に合わせ、午後10時から翌午前5時の間とするものでございます。

次に、第25条の2の改正につきましては、再任用職員に対し特地勤務手当、住居手当、寒冷地手当を支給できるよう改正するものでございます。

次に、別表第1を別紙のように改めるとありますのは、行政職給料表の改定になります。3級以上の各級の最低号給を引き上げる改正となっております、12ページから14ページとなっております。

次に、第2条では、平成5年改正時の改正条例の附則第9項の一部を改正するもので、今回、給与条例の第25条の2の改正に伴い、暫定再任用職員に支給する手当につきましても同様の改正を実施するものでございます。

次に、第3条では、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。第16条の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴います条項のずれを改めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則としまして、1項では施行期日を令和7年4月1日からとするものでございます。

2項につきましては、給料表の改正に伴い、施行期日前に受けていました給料と同じ額になるよう附則別表として策定をしております。15ページから17ページとなります。

3項から7項につきましては、今回の一部改正により必要な措置を講じるため、附則として規定するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○副議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

追加日程第4、議案第29号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第29号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第29号令和6年度柳津町一般会計補正予算であります。

歳出予算の補正となります。

21ページをお願いいたします。

歳出でございます。

土木費、道路橋梁費、道路維持費で、975万円の増額でございます。内容的には、需用費ということで除雪作業に要します消耗品費、修繕費、燃料費の所要増でございます。

次に、消防費、消防費、防災費で、207万円の増でございます。こちらにつきましては、今年の冬の豪雪に伴います各行政区の除雪経費の一部を支援するために、豪雪対策特別交付金としまして各行政区に対しまして1行政区当たり2万円、1世帯当たり1,000円を助成するものでございます。

予備費で1,182万円を減額して調整しております。

よろしくをお願いいたします。

○副議長

これより質疑を許します。

3番、磯目泰彦君。

○3番

1点、確認だけ。すみません。今回、予備費ということで、暫定的に1,182万円ということ
で出される形だと思うんですが、今後これに対しての補助というか、国からの。そういった
部分というのがもし今、見えているのであれば、お聞かせ願えればと思います。

○副議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今回の補正予算で大きく予備費のほうが減となっておりますが、除雪経費のほうで歳入が
入ってくる見込みではあるんですけども、正式にどのくらい入ってくるというのが分かり
ませんでしたので、今回の補正予算では予備費の減額のみで対応しているという状況ござ
います。

また、今後、交付税のほうも特別交付税あたりが確定してきますので、そのあたりで予備
費のほうは増額になるのかなというふうに思っております。

以上であります。（「了解です」の声あり）

○副議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○副議長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号「令和6年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の
方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。



○副議長

ここで、副町長を退任されます矢部良一君よりご挨拶をいただきます。

矢部良一君。

○副町長（登壇）

貴重な時間をいただきまして、退任の挨拶をさせていただきたいと思います。

私が議員の皆様と関わりありましたのは、平成10年、企画開発課観光商工係長になりまして、そのときの予算、決算関係等の審議関係等から始まっております。

その間、住民の皆さん、議員の皆さんからいろいろお話がありまして、只見線にSLを走らせたらどうかというようなお話がありまして、議員の皆さんとも十分お話をした中で、奥会津5町村の中でいろいろ実際を進めておりました。あの予算をいただいた中で、平成13年にSLを走らせることができました。係長を10年間行ったわけですが、それが一番大きなことかなと思っております。

その後、平成20年に地域振興課長というようなことで拝命いたしまして課長になりましたが、大課制という大きな課というようなことで、農林、観光、建設、上下水道、それから農業委員会、土地改良区の事務局長というようなことで、大課というようなことで大きな課になってきたものですから、このときについては、議員の皆さんに毎回、一般質問等をいただきながらいろいろ質疑をしたところでもあります。

そんな中で、地域振興課の中では、西山の支所地区内で地震が発生いたしました。これらについても支所地区13地区の公民館を回りまして、本町地区で説明をし、議員の皆さんとも何回となく説明をしてまいりました。ただ、災害、被害を受けた方等については、4地区のほうに何回も出向いて丁寧に説明したつもりではありますが、理解を最後まで得られずにいろいろ説明会をしたというようなことで、これらについては大変悔い、残っている分です。その後、地熱関係等、十分予算の確保をしながら、地震計等の設置をさせたところでもあります。

その後、町民課のほうに移りまして、今から14年前ですが、そのときに震災がありまして、葛尾村から来ていたというようなことで、たまたま私、町民課長が銀山荘担当だったものですから、210名の方を銀山荘、あと宿泊施設等に受け入れました。そういう中で、議員の皆さんと一緒に、町民と一緒に葛尾の皆さんとお話をしたところでもあります。そんな中、7月30日に豪雨災害がありまして、大変な被害を町内の中で受けたわけでもあります。そんな

中、町民、議員の皆さんからいろいろお話がありまして、何とか花火大会やれないかという
ような話がありまして、役場、町民、総挙げて議員の皆さんと一緒に8月10日に花火
大会をやれたというようなことで、大変いい思い出もあります。

その中で、やはり町民課の中においては、今回の議会の中でもいろいろ議論がありました
福柳苑の30床増床についても仕事をしたわけではありますが、今回も30床、使われていないと
いうようなことで、これらについては課題が私の中でも残っております。あと、柳の杜関係
等の設置関係等についても、町民課の時代に行ったところでもあります。

また、保育所のほうの兼務辞令が出まして、所長というようなことでやったわけですが、
この顔ですと保育所の子供さんが泣いてしまうというようなことで、エプロンも6枚ほど
買ひまして、キャラクターを見ながら子供の育て方というのは大変だなというようなことで
保育所勤務もさせていただいたところでもあります。

その後、総務課のほうに移ったわけではありますが、塩野の災害関係等がありまして、県道
でありましたので県のほうと協議をし、国のほうにも要望しながらいろいろ進めたところ
であります。その総務課の時代に60周年記念を行ったわけでもあります。今回の7年度の予算等
においても70周年記念事業というようなことで進めることではありますが、自治功労関係のこ
とを一緒にやりたいなというような考え方を私としては持っております。なお、係長で10年、
課長で10年というようなことで20年間、議員の皆さんといろいろお話し合いをさせていただ
いたところでもあります。

その後、副町長というようなことで2期8年を受けさせていただきました、今ようやく終わ
ろうとしておりますが、その中で一番大きいと思ったのは、コロナウイルス拡大感染関係等
の中において三、四年、これでいろいろ対応したわけですが、なかなか前に進まなかったと
いうようなことで大変悔いに思っております。そのほか、2年前から四ツ谷地内での災害関
係等がありまして、昨年にもまた災害等ありまして、これらの対応等にも大変だったのかなと
いうふうに思っております。

また、本年度は豪雪というようなことで、現場を確認するところによりましていろいろ今、
倒れている分があります。パイプ関係等も駄目ですが、現地を私も見ている中においては建
物、農家の皆さん、建物関係もかなり被害を受けております。これについても、県のほうに
話として今後、やはり町といたしましても各町村、会津の皆さんと一緒に建物の被害
関係等も要望していったらどうかというようなことで、今現在、そういうようなことで話
を進めているところでもあります。

基本的にいろんな面で事業展開をしたわけではありますが、自分としては、なかなかこの28年間、議員の皆さんと一緒にお話をしてきたわけではありますが、3割ぐらいが自分で実現できたのかなど。7割ぐらい、ちょっとできない分がかなりあって、悔いに残る分がかなりあります。私も役場、入ったのが54年でありますので、林業と公民館で9年、9年で18年、現場のほうに最初18年間いましたので、この後、私も公民館、林業だけしかいないのかなと思いつつも、現場中心にいろいろ進めたところでもあります。今回で46年という長きにわたって町行政の中でいろいろ話ができたとすることは、大変うれしく思っております。今後は、健康に留意しながら、ゆっくり、ゆったり、のんびりと、当分の間、何も仕事をしないで過ごしていきたいというふうに思っております。

本日は、こういう貴重な時間をいただきまして大変ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）（「お疲れさまでした」の声あり）

○副議長

次に、新たに副町長選任の同意決定を受けました田沼祐二君をお迎えします。

（新任副町長入場）

○副議長

新たに副町長選任の同意決定をいたしました田沼祐二君からご挨拶をいただきます。

○新任副町長（登壇）

ただいま副町長の選任につきましてご同意をいただきました田沼祐二と申します。微力ではございますが、町長を補佐し、柳津町の町政発展のために誠心誠意力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長

ありがとうございました。

（新任副町長退場）

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○副議長

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思っておりますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、令和7年第1回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間にわたる審議、誠にご苦労さまでした。（午後0時20分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 副議長 松村 亮

同 議員 岩 渕 清 幸

同 議員 新井田 順 一